



214
A 682
2



大正十一年四月
侯爵郵券贈

於五月十日附ハ十二号 托者書状ニ
於テ下関債金持方延期ノ義申
越五カ月廿四日付貴簡ノ字を
我政府ニ送致所致ノ義迄告知
ニ及ビ置ク 物々 右ノ書 曾中 閣下
より 岩倉大侯及ビ我政府ヨリ 右一

卜務省



件を商議おぼし延延敷く後在
 減員は豫以新越おぼし爰は定て
 毒毒のち把者之殿公に於て右振
 正並山朱並中は身右取申方
 正取中と云業理を以振取者人且
 家下分大て名年高初以信新て正書
 旨を済む回上負債満敷七る前と借
 せしと均と真の等情と申中上と然故と

有る方古く又綿経を以茲中述は
 美或平人言我之里を傳り且其
 人亦亦経より甘き為とある事と
 争を費する者一あるは延納
 之期を起し把者延期を許せんと
 其應り元元より正と正と出ると
 貴國に令死國の負債有ると其
 國公使と云々把者其の返府年

於て経済少く事務多し極く疎漏
なる事を知り且無量なる入費を
漫り出さるる極多なる極多なる
此類を所せし後主君と云ふ事あり
茲に多く無量なる出費を一二とせ
る中中より此後我同僚に於ては
驚嘆する事あり

才一

鐵道築造に後減減おれは
六月以來現在より多し此
五、其外國人の所使なる事
且毎一週百二萬元を換金を
府に生ずる由ありは是より以て
換金に有る事あり將又や外官
の月給公費を給せし事あり
利益并にロリニリストック及び道路

事務目録

破換を必要とする積送を
通済せしむるより生ずる
未の利差の後を互に強んぜ
五十萬元を換ふべきや

廿二

大板を互に造幣寮に為シヤパンメール
新造紙面にプラシクホルム
を以て換二萬元を積板紙せん事

約言布告
書きの板紙

を約定せしむたり若し何人この
約定せしむる又あるは體なるに
を我與して取却せざるも此事を
乃れよする時ハ若し需めらましたるより
二十層樓多くの積を貯蓄するの
能はざるも南を拂ひたる金言
半はく之を以てはるに於
拙者も其者にして右紙の取扱

卜務首

人其半一端を收むる為と海
は水事とを要せし治の吏の費
強んと弱し又強と在道
幣、案、於て板行し給ふる
他、景況あり者、の於て
正し、水軍、成、成、中、年、色
たる、其、新、軍、成、成、中、年、色
米、人、國、人、を、買、う、半、一、を、力、く、且、つ

岸、系、約、各、國、の、公、使、等、對、し
嫌、惡、を、爲、す、事、又、虚、言、を、揚、載、せ、る
加、右、云、ふ、道、幣、案、の、約、定、を、お、れ、を
之、新、聞、紙、を、誰、あ、つ、て、信、じ、る、事、の
而、し、其、々、米、方、政、府、於、て、其、政、府
を、朝、弄、し、且、同、盟、を、買、う、事、の、
新、文、會、社、を、扶、助、せ、る、事、の、
才、三

武蔵の事、身大なる損失を要する
この地の地価も四十元より六十元
との價あるニヤルガス、ライフル銃を
當り二元、賣りふき三十元より五
十元までの價あるスペイン銃は
七元、賣りふき二十五元と價ある
スリンドル銃は三元、賣りふき十元
米英製銃を再々買入右兩

國に積戻し、警、及び、利益を均す
賣却し、右武器は一車、於
ても政府の、或る金、換へ
ある、

中四

英政府の船買入、事、我現
知る所者あり、即「東京丸」と稱
し、數週日前、海軍を

小務首

隔て破換し何可きも外人にて
六萬元買請る船を其政
府より二十七萬五千元に代價に
買請る色たり、之を買入代價に
方ち茲にせん

正金に掛りたる分 七万五千元

下、後、さしたる船一艘價 二万五千元

右回航 五万元

右回航 九万元

二、三、七、五、五、五、元也

古に極て思ひ、之を政府に當
時商法を學ぶる商人等、た先
買りあるの、之を惡く、且是
等、全く他國に人民に於る如く
貴國人に於るも習熟せざるべし、
之を能く破却せしむ、是

夕 科 本
今以只之火午を節め居し去人に
蒸氣器器械を被し置き又全く
数学の傍き一人に航海を任せし
より起りし事ありし一 馬英
寫し終り蓋機方の能く能く器
械を反扱めし過すこと必し其満
五年し後書をあき及く又或
人稀きし十々年し以て試業を

船の指揮官と多きを得たり也
貴國人の最も巧者ありと云ふこと
六月月日し必し此の處より去る是
米人或は歐洲人の船長とありしに
許す身し年月とを要する所し
貴國の船名後し去るは極ありし
全く未熟ありし因り起りし又貴
政府或は商人等現今所有し諸

船 軍艦を除く 其の外 其の賣却 其の商人等ハ

能く其の金と貴きと初より海

船の諸人等能く走つ得るに必し

歩まざるを得ざるは其の國ハ

強者ハ試むるに於て幾百万金

と損亡とあり

牙五

以他損失之件ハ皆抄者示さる

茲ニ留港運之所ニ其二月云々人

大久保乃以好友高氏より毎月四

百元と五百元と給料を以て雇入

ふは其のミルレル氏及びスコット氏の如

人當年亦二月中ニサニフランシスコ

到着し其兩氏ハ此より務め

我政府に特別功ありし故彼

等と一々事務を執りて見

事務首

人との推しては、大に貴國政府の租税
と増かす處は、自に先給して貴政府
に何ものとも有る氏にありしは、
且貴政府に為毎月一萬或是
二萬の利益と生じたる原ありし
及、大なる出費あり、毎月一萬上
の損元となせり

才六

近來銅 錫 大量と貴政府
極く廉價なる處即ち、由り
小倉のそのの報知ありし
唯、~~國~~商人等が、價得ざる所の
日本新守の布告ありしは、
新守の減と以て、
僅二十元を拂ふに、
全く二萬元の産高を、

事務

是—ありき

若し我政府の物を賣買するに
欲する時に入口のたは之を布造
之に依るお當の代價を降ぐべし
且我海陸軍省乃い大蔵省
其他政府の各局に於てい米穀
買入するに費する半を以て諸品を
取の得也

分七

貴國の現今の如き金貨の借手は
且右償金延期の需む金貨拂
方の如きもの扱ひは之の難し
海外の如きもの扱ひは之の難し
けはハ大に貴國の名譽に關する
也—茲に金貨我會得し結
いざる一併して閣下之注意あり

人々のを要を何故に去政府は
國內に教多し其量之富を
保ち外に外人より金を借し
成り以て物事を解し得るは
去國に金銀銅及び石炭炭礦を
外國人より出税し其出を極く
さしおが政府の負債を償ふは
亦に大に國內の人民を富む

至る處に

天然去國に何れも地より大なる
富を保ちしは尚去政府に富を
活用せしむるなり又勉め
政府を促し浦畑を拓き新武
庫を建築し幾百萬に費用を
費せしむるなり其風説を
得しは其政府に於て其量

卜務省

金高を費さし人々を
策畧ありんと察ふは各國に於て
武無製造は平民に任さるる仕
方より大に倥約となり競つて
上品ある武無を製造は新に改
府より武無製造所を建てるの
強んと一般の無益なる費用を知
たれば夫れ政府に於ても斯の如き

過得に臨みしと余之を信
を著し又一の武無製造所を建
つべく決定せしむれば格段に
終の由費と情が是れは至るべき
事と事と遂に成るる
償金短期取立方承諾取集と
文二日前原抄者自身迄の
理と実とを以て畧明瞭とす

得已懇之... 多財... 之拂... 無益... 延斯... 府之... 中外...

我之... 偏顧... 國之... 希望... 之政府... 和文... 益之... 同心...

卜務直

夕 務 本

本國 諸君 望 せ ば ち ち 位 置 へ 到 り ぬ
り ぬ 連 へ 不 可 未 成 へ 以 後 へ 得 ぬ 意
如 新 へ 望 ぬ 以上

千八百七十二年六月十日

本國代理公使

三ノセハルト

副嶋外務卿

閣下